

大阪歯科学会編集著作物の著作権に関する細則

- 第1条 この細則は、大阪歯科学会（以下「本学会」という。）が編集発行する学術雑誌「歯科医学」および「Journal of Osaka Dental University」（以下「JODU」という）（以下両者を「編集著作物」という。）の著作権に関する事項について定めるものとする。
- 第2条 編集著作物の編集著作権は、本学会に帰属するものとする。
- 第3条 編集著作物に掲載された個々の総説、論文および学会口演抄録等の著作権は、当該著作物の著作者にある。
- 第4条 編集著作物に掲載された個々の総説、論文および学会口演抄録等の著作者は、当該著作物の非商業的利用について、その許諾の決定権を本学会に委任する。ただし、当該著作者が自らこれを行うことは妨げない。
- 第5条 前条本文に規定する許諾の決定権委任に関する承諾書は、著作物の掲載が受理されたときに、著作者が本学会に提出するものとする。
- 2 前項に規定する承諾書の形式は、別に定める。
- 3 第1項に規定する承諾書の提出がなくても、編集著作物への掲載を妨げるものではない。
- 第6条 この細則の改廃には、常任理事会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、1989年10月11日以降に受理された原稿から適用する。

（細則の改正）

- 2 この細則は、1996年2月13日一部改正した。

承 諾 書 （歯科医学・JODU）

大阪歯科学会

編集兼発行人

殿

年 月 日

私は、大阪歯科学会の定める編集著作物の著作権に関する細則ならびに歯科医学およびJODU 投稿規定により、下記の著作権行使にかかわる諸手続を委任することを承諾します。

著 者

標 題

住所

氏 名

印

注：著者が複数である場合においては、代表者のみ署名押印してください。